

島本町教育委員会 会議録（令和7年第8回 定例会）

日 時	令和7年7月22日（火） 午前9時30分 ～ 午前9時50分
場 所	島本町役場4階 議会第3・第4会議室
出 席 者	横山寛教育長、高岡理恵教育委員、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員、細見知子教育委員
委 員 及 び 事 務 局 職 員	（教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長、南田篤志次長 （教育総務課）乾真琴参事、佐々木桃果 （教育推進課）吉田裕亮参事、原山太郎参事 （保育幼稚園課）三宅拓也課長 （生涯学習課）坂元貴行課長兼体育館長
欠 席 者	
委 員	
議 題	第4号報告 令和7年度教育費補正予算（案）の臨時代理について 第23号議案 島本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則の廃止について 第24号議案 島本町新体育館等整備事業者選定委員会規則の制定について 第25号議案 島本町特別支援委員会委員の委嘱について 第26号議案 令和8年度使用小学校教科用図書の採択について 第27号議案 令和8年度使用中学校教科用図書の採択について
議 決 事 項	第23号議案、第24号議案、第25号議案、第26号議案、第27号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者0名

教育長

本日、出席者は5名です。定足数を満たしておりますので、令和7年第8回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定に基づき、会議録確認委員は高岡教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録確認委員は、高岡教育委員に決定いたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、第4号報告「令和7年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育総務課参事

それでは、第4号報告「令和7年度教育費補正予算(案)の臨時代理について」、御説明申し上げます。

本案件は、令和7年7月14日に開かれた町議会6月定例会議後半に提出したものであり、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第13号の規定に該当するため、本来であれば、議会への提出前に、教育委員会の議決を経る必要があったものでございます。

しかしながら、議会日程の関係上、教育委員会の議決を経るための時間的余裕がございませんでしたので、教育長に対する事務委任規則第3条第1項前段の規定に基づき教育長が本案件に係る事務を臨時に代理し、同項後段の規定により、今回その報告をするものでございます。

資料の3ページを御覧ください。

歳入でございます。

雑入、中学校給食費1,248万7,000円の減額につきましては、地方創生臨時交付金が増額されたことに伴い、当初予定しておりました1学期及び2学期に加え、3学期においても中学校給食費の無償化を行うこととしたため、保護者負担額を減額するものでございます。

なお、小学校給食につきましては、当初の予定どおり、食材価格の高騰に伴い令和5年6月から実施している給食費の値上げ分に係る公費負担を令和7年度も継続してまいります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第23号議案「島本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則の廃止について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長

それでは、第23号議案「島本町新体育館等整備基本計画策定委員会規則の廃止について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

資料の7ページをお開きください。規則の本文でございます。島本町新体育館等整備基本計画策定委員会を廃止するものでございます。

島本町新体育館等整備基本計画策定委員会は、島本町新体育館等整備基本計画の策定を目的に設置された附属機関でございます。令和7年3月に島本町新体育館等整備基本計画が策定され、その役割を終えたことから、今回廃止するものでございます。

続いて、8ページをお開きください。

2 施行期日は公布の日からとしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

質問というわけではないんですが、8ページの廃止理由が、議案のテーマと同じ内容で廃止理由なので、先ほど言われたように役を終えたものであるためとか、何かそういう書き方の方がいいのではないかなと思ったんですが、何か認識違いでしょうか。何か同じテーマなのでちょっと理由というのが明確ではない気がしたんですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長

申し訳ありません。おっしゃるとおり先ほど私が説明させていただ

いたように役割を終えたというようなことを記載すべきでございました。以後気をつけさせていただきさせていただきます。申し訳ございません。

教育長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。
これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長 ないようでございますので、討論を終結いたします。
それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長 御異議がないようでございますので、可決することに決しました。
それでは、第24号議案「島本町新体育館等整備事業者選定委員会規則の制定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、第24号議案「島本町新体育館等整備事業者選定委員会規則の制定について」、御説明申し上げます。

本議案は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。

資料の11ページから13ページが今回制定する規則の本文でございます。

資料14ページをお開きください。

まず、提案理由は、島本町新体育館等整備事業者選定委員会の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるもの。でございます。本規則は8の条文と附則で構成しており、その概要は2の議案の概要に記載のとおりです。

少し戻っていただきまして、資料12ページをお開きください。

第5条（会議）のうち、第4項でございます。「委員会の会議は非公開とする」としております。これは、今回の会議が整備事業者を選定するという役割を担うことから、公平・公正に審議いただくため、会議を非公開とするものです。

再度 14 ページをお開きください。3 施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第 25 号議案「島本町特別支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第 25 号議案「島本町特別支援委員会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

島本町特別支援委員会は、教育上配慮を要する障害のある児童・生徒に対し、その障害の実態を把握し、適正な支援を行うことを目的として、特別支援に関する判断を導き出す機関でございます。

今回、令和 8 年度の支援学級及び通級指導教室の設置に向けて、その対象となる幼児・児童・生徒の支援等に関わりまして、会議を開催する必要があることから、委員の委嘱につきまして、御審議をお願いするものです。

それでは、資料 17 頁の委員名簿（案）を御覧ください。

委員の構成につきましては、島本町特別支援委員会規則第 2 条に規定しております。

(1)「学識経験を有する者」としまして、大阪府立高槻支援学校の田中 美穂教諭を学校長から推薦いただきました。

(2)「町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者」としまして、中小路 隆裕 医師を高槻市医師会から推薦いただきました。

(3)「町立小・中学校の教職員」としましては、今年度の担当として、校長からは第三小学校の藪田校長と第一中学校の山田校長に、教頭からは、第二小学校の高崎教頭と第二中学校の加藤教頭に、教諭からは支援教育コーディネーターを勤めている第一小学校の西島教諭と第二中学校の土屋教諭をお願いしたところであります。

任期につきましては、島本町特別支援委員会規則第3条に規定しており、令和8年 3月31日まででございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

皆さん推薦された方なので異論はございませんが、3番と5番は回り役ということでしたか。小学校から2名ということは。毎年の回り役だったのか確認したかったことです。

それから、昨年何回会議は催されたのでしょうかということと、今配慮の必要な子どもというのはどのぐらいいるのか教えてください。

教育推進課参事

まず役の回りについてなんですけど、これは毎年の回りということでそのように思っただけだと思います。

2点目の開催については、2回開催をしております。

3点目につきましては、通級指導を受けられている方の数は今わかりませんが、現時点での支援学級に在籍している児童・生徒数は、小学校につきましては165名、中学校につきましては64名でございます。以上でございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第26号議案「令和8年度使用小学校教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第26号議案「令和8年度使用小学校教科用図書の採択について」、御説明申し上げます。

小学校の教科用図書につきましては、令和5年度に採択が行われ、採択結果に基づき、令和6年度より新しい教科用図書が使用されております。

来年度の令和8年度に使用する小学校教科用図書につきましては、**【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律】**の（同一教科用図書を採択する期間）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間（4年間）、毎年度(まいねんど)、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

に基づき、来年度も今年度と同じ教科用図書の採択をお願いいたしたく、「図書一覧」を掲載しております。また、町立図書館に設置しております教科書センターにおいて、6月18日から7月3日までを法定外展示、7月4日から7月11日を法定展示、町立人権文化センターにおいて6月18日から7月7日までを法定外展示として教科書展示会を開催した際、住民の方々からいただいた御意見を参考資料として添付しております。

また、学校教育法附則第9条関係教科用図書は、支援学級在籍の児童が通常使われている教科書を使用できないと認定された場合に使用し、副教材として対応するものです。なお、令和8年度につきましては、現時点で使用する予定の児童がいないことから必要に応じて採択するものです。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

教育委員

先ほど何か配慮の必要な子供が小学校 165 人おられて、教科書はその子たちには配慮はしなくても大丈夫なぐらいの配慮の必要な子どもということで考えたらいいのでしょうか。

教育推進課参事

こちらにつきましては支援学級在籍ということでももちろんその各学年の学習内容を学習してる子どもたちもいるわけなんですけれども、現時点では附則第 9 条関係教科用図書は特に必要ないだろうという判断でございます。以上です。

教育委員

採択されるときに先生方で集まっていろいろ議論されて私たちも入って決めるんですけど、使い始めてからその使い勝手などについて先生たちで振り返るような機会というのは毎回採択後設けられているのでしょうか。

教育推進課参事

こちらにつきましてはもちろん各学校でのフィードバックといいますか現場の教員も含めてあるかなと思います。そしてそちらをもとに次回の採択が行われるというふうに理解しております。以上です。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第 27 号議案「令和 8 年度使用中学校教科用図書の採択について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第 27 号議案「令和 8 年度使用中学校教科用図書の採択について」、御説明申し上げます。

中学校の教科用図書につきましては、令和6年度に採択が行われ、採択結果に基づき、令和7年度より新しい教科用図書が使用されております。

来年度の令和8年度に使用する中学校教科用図書につきましては、**【義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律】**の（同一教科用図書を採択する期間）

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間（4年間）、毎年度（まいねんど）、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

に基づき、来年度も今年度と同じ教科用図書の採択をお願いいたしたく、「図書一覧」を掲載しております。また、町立図書館に設置しております教科書センターにおいて、6月18日から7月3日までを法定外展示、7月4日から7月11日を法定展示、町立人権文化センターにおいて6月18日から7月7日までを法定外展示として教科書展示会を開催した際、住民の方々からいただいた御意見を参考資料として添付しております。

また、学校教育法附則第9条関係教科用図書は、支援学級在籍の生徒が通常使われている教科書を使用できないと認定された場合に使用し、副教材として対応するものです。なお、令和8年度につきましては、現時点で使用する予定の生徒がいなかったことから必要に応じて採択するものです。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、本案に対する討論を行います。

（「なし」の声あり）

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異

議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。